

人口縮小社会における問題解決のための検討委員会設置要綱

平成 30 年 6 月 28 日
日本学術会議第 265 回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、人口縮小社会における問題解決のための検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、人口縮小が世界のなかでも進んでいるわが国の状況を把握し、従来からなされてきた個別領域ごとの「少子化」「高齢社会」問題に関する多様な議論を踏まえ、今後必要とされるこれら個別領域の検討を相互に関連づけ、問題の全体像を総合的に俯瞰し、審議する。その上で、未来社会のビジョンを描き、そこに至るロードマップを策定する。

(組織)

第3 委員会は、30名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成32年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。